平成２２年（フ）第１９０号
埼玉県坂戸市東坂戸２丁目12番1105号
債務者　和久井廣世
1　決定年月日時　平成22年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月１日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第１９６号
埼玉県川越市清水町13番地10　フォルトゥーナ201号室
債務者　尾崎　　幸
1　決定年月日時　平成22年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月１日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第２２３号
埼玉県入間郡毛呂山町大字下川原459番地６
債務者　上條　順子
1　決定年月日時　平成22年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月１日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第７２０号
札幌市厚別区厚別東２条６丁目２番６号　ドリームハイツ101号
債務者　郡司紀代美
1　決定年月日時　平成22年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第７８４号
札幌市北区太平９条３丁目５番10号
債務者　川上　京子
1　決定年月日時　平成22年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第８２２号
札幌市東区北22条東13丁目２番15号　ホープパーク203号
債務者　鈴木　章子
1　決定年月日時　平成22年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第８３２号
北海道江別市一番町10番地の26
債務者　北澤　里奈
1　決定年月日時　平成22年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第８３８号
札幌市東区丘珠町870番地15
債務者　小堀　徳文
1　決定年月日時　平成22年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第８７３号
札幌市白石区川下１条６丁目１番３号
債務者　須川　順子
1　決定年月日時　平成22年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第９０３号
札幌市中央区南19条西16丁目８番１―302号
債務者　濱野伊智子
1　決定年月日時　平成22年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第９０７号
北海道千歳市清水町３丁目29番地
債務者　馬場芽久美
1　決定年月日時　平成22年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第９０９号
札幌市中央区南13条西７丁目２番８号　キャッスル北沢札幌302号
債務者　三浦　紀子
1　決定年月日時　平成22年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第９１２号
札幌市白石区南郷通８丁目南５番１―1005号
債務者　山本　美穂
1　決定年月日時　平成22年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第９１７号
札幌市清田区平岡１条２丁目２番17号
債務者　坂元　和子
1　決定年月日時　平成22年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第９２４号
札幌市清田区平岡７条４丁目１番20号
債務者　佐藤　真自
1　決定年月日時　平成22年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第９２８号
北海道千歳市文京５丁目８番地の49
債務者　布川　政義
1　決定年月日時　平成22年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４号
北海道網走郡大空町女満別西５条２丁目１番３―203号　しらかば第２公住
債務者　小松由香利
1　決定年月日時　平成22年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月２日まで
釧路地方裁判所網走支部破産係